

令和3年度指導監査（検査）結果報告書における保育所、
保育施設等について

1 指導検査実施の経緯

平成27年度開始の「子ども・子育て支援新制度」により、保育施設の適正な運営を維持するための指導検査及び勧告・命令、処分の権限が市区町村に付与された。区では平成28年9月から各保育施設の指導検査を実施している。

また、令和元年10月に開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設に対する検査権限が市区町村に付与された。区では、令和3年9月から指導検査対象施設に加えて検査を実施している。

2 報告書のねらい

- ・ 保育施設や運営事業者における問題の早期発見と自主的な改善の取組みを促す。
- ・ 保育施設や運営事業者が抱える課題や、区の取組みを区民にお知らせし、保育に対する一層の理解を図る。

3 令和3年度の指導検査実施状況

令和3年度は、全252施設の39.7%に当たる100施設に対して検査を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響で、私立認可保育所10件、小規模保育所5件、認可外保育施設4件、計19件の実地検査を中止した。

(対象施設数：令和3年4月1日時点)

種別	対象施設数(a)	検査数(b)	うち文書指摘施設数	実施率(b/a)
私立認可保育所	153	55	39	35.9%
小規模保育所	25	20	10	80.0%
事業所内保育所	3	3	0	100.0%
定期利用保育室	3	2	1	66.7%
認証保育所	40	12	4	30.0%
認可外保育施設	28	8	0	28.6%
計	252	100	54	39.7%

4 公表・活用方法

- (1) 区ホームページに掲載する。
- (2) 保育サービス事業者等への指導検査や、集団指導にて活用する。